

法人県民税・事業税 超過課税の使いみち

神奈川県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、中小法人のご負担に配慮しつつ、法人県民税は昭和50年、法人事業税は昭和53年から超過課税を実施しています。

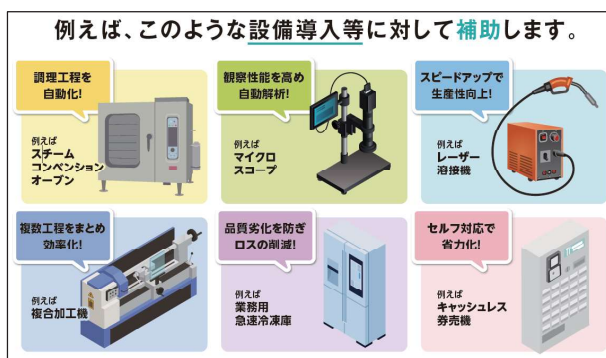
近年では、この超過課税を活用して、喫緊の行政課題に着実かつ迅速に対応するため、令和2年11月から令和7年10月までの5年間の措置として、以下の事業に活用しています。

1

新型コロナウイルス
感染症拡大の影響に
係る経済対策の推進

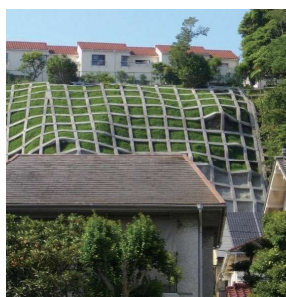


活用例 ▶ 生産性向上促進事業費補助金(令和6年度)



2

災害に強い
県土づくりの推進



活用例 ▶ 急傾斜地崩壊対策
(横浜市中区内)



活用例 ▶ 擁壁工事
(国道134号線沿い(鎌倉市内))



3

県内経済の
持続的な発展に向けた
幹線道路の整備



活用例 ▶ 新秦野インターチェンジへの接続道路



活用例 ▶ 横浜湘南道路整備 <写真提供：横浜国道事務所>

令和3～6年度の活用実績

事業費総額：4,192億円 [一般財源：1,352億円]

超過課税活用額：991億円

※令和6年度分は決算見込額です。

超過課税を活用して推進する事業（令和7年度当初予算ベース）

活用項目	事業費総額	一般財源
① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進	49 億円	48 億円
② 災害に強い県土づくりの推進	859 億円	251 億円
③ 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	350 億円	41 億円
合計	1,259 億円	③ 341 億円

超過課税活用額	③ 263 億円
超過課税活用率（超過課税活用額／一般財源）	③／③ 77.3 %

※表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません。

活用事業・実績の詳細についてはこちらをご覧ください▶



超過課税の概要

適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分（5年間）
上乗せ率等	- 法人県民税の超過税率については、標準税率に0.8%を上乗せしています。 - 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。 - ただし、一定の基準に該当する場合は、超過税率の対象とならず、「不均一課税」の対象となります。どちらの税率を適用するかは、下のフローチャートで確認できます。
適用税率判定フローチャート	資本金の額または 出資金の額が2億円以下 いいえ → 超過税率 はい ↓ ▶ 法人県民税(法人税割)の場合 法人税額が年4,000万円以下 ▶ 法人事業税の場合 所得金額が年1億5,000万円 (「収入金額課税法人」にあっては、 収入金額が年12億円)以下 いいえ → 超過税率 はい → 標準税率 (不均一課税対象法人の税率)

法人県民税・事業税の詳しい税率についてはこちらをご覧ください▶



お問合せ先

神奈川県庁（☎045-210-1111(代表)）

- 超過課税の仕組みについて：総務局財政部税制企画課（☎内線2306）または最寄りの県税事務所
- 超過課税の活用について：総務局財政部財政課（☎内線2266～2268）